

北毛俳壇の展開と月次句合(上)

——左部家旧蔵資料の語るもの(その3)——

加藤 定彦

はじめに

本稿が基にする資料は二十年ほど前から漸次入手した松露庵烏明催しの一枚摺、同派の俳書・月次集、月次句合の清書巻や返草・チラシ、連句稿、書簡、地方文書などで、如舟・其雲ら数代にわたる左部家の旧蔵品である。彼らの素性は篠木弘明著『俳山亭文庫書目解説』(群馬出版センター、一九九一年)や左部純子さん―直系御子孫の夫人―に頂いた故左部千馬氏の句集『竹夫人』(告天子社、昭和五十三年)によって判明、後者の「あとがき」に千馬氏は「私の生れた左部本家は、上州奥利根の奈良の里で代々俳諧の家である。私より六代前の祖遅速庵如舟、五代穆々庵其雲、四代竹裏園三岳、三代蒼風、二代松柏庵三舟、先代諾樂居春窓みな俳人である」と記しておられる。

筆者は、蒐集した原資料のほかに沼田市教育委員会社会教育課に蒐集された左部家(本家)資料のコピー、『沼田市史 通史編2 近世』(平成十三年)、奈良町の別家故賢氏作成の「左部家系譜」

「左部家歴代戒名記録」を参照しつつ、

1. 「松露庵一枚摺と北毛俳壇―左部家旧蔵資料の語るもの―」(『江戸文学』25、二〇〇二年八月)

2. 「白雄評四季句合と北毛俳壇―左部家旧蔵資料の語るもの(その2)―」(堀切実編『近世文学研究の新展開―俳諧と小説―』ペリカン社、二〇〇四年)

の論稿を発表している。本稿はそれらのまともに当たるもので、左部家歴代の俳諧事績とそこから帰納される北毛俳壇の展開史を考察するものである。なお、叙述の都合上、既発表の論稿と重なるところがあることを諒とされたい―以下、資料の翻刻・引用には濁点、句読点を施した―。

一 左部家略系譜

最初に、別家の故左部賢氏が作成された系譜や『国史大辞典』『寛政重修諸家譜』などを参照しつつ、左部家の由緒について紹介したい。

遠祖は坂東八平氏の一、三浦大介義明の流れを汲み、三浦郡佐原を領知したため、佐原十郎左衛門義連と称した。文治五年（一一八九）、源頼朝の奥州征討に従い、その功により頼朝より陸奥国会津を拝領、その息盛連の時、三浦半島の地蘆名に因んで蘆名氏を称し、代々黒川（若松）城主として君臨した。戦国時代になると、常陸国太田城主佐竹義重は次男義広を白川氏（本姓結城氏）義親の養子とし、さらに会津の蘆名氏の娘婿とし、同盟関係を結んだ。その頃、陸奥国で勢力を拡大しつつあった伊達政宗は盛んに南下を図り、天正十三年（一五八五）に安達郡本宮で、同十六年に安積郡郡山で佐竹義重・義宣、蘆名義広の連合軍と戦う。翌天正十七年（一五八九）六月、蘆名義広は政宗と内応する族臣のため、摺上原（福島県猪苗代町）の合戦で敗れ、白川（河）から常陸国へと逃れる。『寛政重修諸家譜』によると、秀吉と家康の連合軍により小田原の北條氏が征伐された後、秀吉から佐竹氏は水戸城主として常陸国に四十九万石余を与えられ、蘆名氏は同国江戸崎領四万八千石を与えられ、名を義広から盛重に改める。鈴木実著『佐竹北家三代の俳諧』（秋田文化出版、二〇〇三年）によると、慶長七年（一六〇二）、佐竹義宣は関ヶ原の戦いに不参などのことで徳川家康により常陸国から秋田へ移封され、弟の蘆名盛重は所領を没収され、兄佐竹義宣の家臣となつて秋田に移る。翌八年、秋田領角館一万五千石を分知、名を義勝と改めるが、その後、三代、五十一年で蘆名氏は断絶、かわつて北家の佐竹義隣が長野紫嶋から移り角館の所領となる。

左部家系譜の由緒書によると、天正十七年、常陸国に逃げた盛重の息蘆名又十郎盛近（母は家臣の娘）は、田島村（常陸国府の

あった石岡市内）に潜伏し父の再起を待つ間、蘆名氏のままでは政宗に害される恐れがあるという従臣たちのすすめにより、遠祖佐原義連の「佐」と外祖父服部寛清の「部」の一字ずつを採り佐部氏に改めたという。翌十八年、秀吉が会津城を伊達政宗から召し上げて蒲生氏郷に与える。従臣も死去し、寄る辺を失った盛近は上野国に移り住んだ。

佐部氏ははじめ沼田城下鍛冶町の正覚寺（浄土宗）、のち宇楚井村の正行院を檀那寺とする。次の代①佐部左近盛弘から⑦源左衛門までの七代は正行院の火災で過去帖が焼失、位牌の写しも古びて文字不分明となり、命日・法名の記載はなく、⑧孫右衛門（貞享元年没）から没年と法名が記され、⑨善兵衛（宝永五年没）以降、原則として家督を継いだものが善兵衛を称したらしい。⑩善兵衛清近（宝暦四年没、73）の次が如舟なので、以下に⑪から⑯まで系譜の必要事項を記載する。

⑪善兵衛廻兎 正徳2生 幼名亀十郎又直右衛門 文化10・8・

2没(90) 散譽秀善華遊居士 ⑩の3男

風雅を好み、遅速庵如舟と云う。同国惣社の人、前惣持鳳雲 嶽大和尚に学習する。

妻 岡谷村大嶋太郎兵衛女 寛政10・4・13没

3女 宝暦5生 寛政10・11・10没(44)

躰養子石田嘉兵衛2男 甚蔵静有又克勲 勝右衛門 俳号

東花庵西郊 天明2別家 文政12・2・27没 榮譽典翁

居士

甚蔵は風雅を好み東花庵西郊と云う。武道を沼田町阿部喜右衛門に習い、文学は龍湖和尚を師とす。手跡を能くし、倭ようの上手也。天明の見取騒動の頭取、石田要右衛門の弟に当たる。

2 男勝右衛門邦伸 安永7生 幼名嶺次郎 文久元・6・

8 没(84) 伯父石田要右衛門と協力して左部家系譜を作成。

3 男要之助 天明4生 嘉永6・6・2 没(70)

上久屋村松永権右衛門の養子となり、松永武左衛門と称す。俳諧の名手にして号を枸杞庵乙人と称す。全国の俳友と交り、俳句集、月並集、義太夫鎌倉紅梅接木ノ英を編し、現に上久屋の松永郁夫方に版木、著書を残す。

——息昌五郎 俳号笠人 天保12没(30)

⑫ 善兵衛寛命 宝暦6生 幼名才次郎又善二 文政12・12・30 没

(74) 法祥院徳誉直本貫善居士 ⑪の3男

寛命は氣質発明にして口に戯を吐き人をなつけ、腸に大剣の氣隠して世を渡る。武を沼田町阿部喜右衛門に習い、蕉風の俳諧を好み東都松露庵を師とす。穆々庵其雲と云う、田舎の上手なり。三業に委しく、世事に詳かなり。実にかを起し、其先を顕し、子孫万世に規矩たり。其の功大なり。

妻 屋形原村生方平左衛門女 死

后妻 生品村戸部八弥女 死

全 まさ 森下村綿貫与右衛門女 文政2・4・7 没

長男斧次郎又小野次郎 天明8・9・3 生 俳号蓼化のち露

彦 文化11・6・10 没(27) 相誉秀好居士 ⑫の長男

この人温順にして玉の曇り無きが如く、人敬愛慕して芸術に達す。風雅を好みて蕉風の一家なり。学文を好み、古学は惟徳伯基と号す。画学は越の人玉湖を師とす。実に名人と謂べし。惜哉、短命にして盛志を遂す。

妻 上久屋村松永権右衛門女 死に臨み離縁

⑬ 善兵衛寛信 寛政10・12・26 生 幼名豊三郎 俳号竹藁園三岳 明治11・8・18 没(81) 惇徳院観誉秀道察善居士 ⑫の2

男 「佐部」を「左部」と改める。

性闊達にして狩を好む。垂鈎烏銃の上手也。魚鳥を獲ること日に其の数夥し。里巷の人、大いに感心す。書を東都の人龍沢に習い、倭漢の書ように委しく、恐くは衆人に恥じず。亦俳諧を能くして近江の人春秋庵を師とす。世々風流の家にして芸術能人なり。末頼もし。

妻 さく 戸鹿野新町星野良七女 天保11・3・28 没

后妻 すめ 沼田上之町磯田屋清七女 明治23・2・15 没

4 男完十 天保13・6 生 嘉永5 別家(藤井) 明治26 没(53)

妻 いわ 古馬牧村上牧阿部平蔵2女 弘化2 生 明治35 没

⑭ 善兵衛成澄 文政7・2・9 生 幼名戸(図) 一 俳号蒼風 明治14・3・12 没(58) 恵照院遵誉皆善昌道居士 ⑬の長男

妻 戸鹿野新町星野弥兵衛女

后妻 月夜野町中閑安兵衛女

長男右善太寛制(筆者注、家督を継ぎ、名主も勤めたが早世)

- ⑮善兵衛寛忠 安政3・1・9生 幼名街三郎 俳号松柏庵三舟
 明治29・3・22没(41) 寛篤院善誉定昭法道居士 ⑭の3男
 妻 戸鹿野新町星野長右衛門女 (9・10・31)
 ⑯善二寛泰 明治15・1・15生 大正9・9・26没(39) 恭
 順院清誉春窓善二居士 俳号諾楽居春窓 ⑮の次男

二 沼田俳壇略史

松露庵派の進出 早く上毛前橋辺は才磨系旧室の地盤で、その余波は北毛の地にも及び、沼田連中の初出は同派逸志編『春のまこと』(元文六年刊カ)で、14名が入集する。

その後、沼田俳壇は、高崎に一年遅れて鳥醉^ニ松露庵派の勢力下に入る。寛延二年(一七四九)刊『己巳歳旦』(鳥醉編)に入集する乙人・呉溪・初江・媚水ら12名がその第一波で、乙人がその鉄入れをした。鳥醉は『百蓮香』(宝暦四年刊)の「古人之部」勢州の部に、「高木宗栄 橋井の水の流を汲て東武に来る。中頃、相州海老名郷に住し、又、土岐君につかへて上州沼田の守民に赴き、初江・媚水の両士をはじめ同門となして今も月次の交絶ざるは、此老(一字難読、「の」カ)記念也。古郷の山田に帰りてたましゐさりぬ」とその略歴とともに功績を称える。

一草園連中 寛延四年刊の『辛未歳旦』(鳥醉編)では、呉溪らの句を収めた後、「右、沼田 一草園連中」とあって、呉溪(藩士カ)の別号一草園が、以後、沼田連中の総称となっていく。

宝暦五年(一七五五)刊の『天慶古城記』(鳥醉編)になると、初江が一草園連中15名を率いる。初江の俗名は鳥醉編『壬生山家』

(宝暦九年)所収の「同門信友前亡之化縁簿」に「初江 沼田城士／五十嵐権左衛門」とあり判明。沼田藩の「家中由緒書」によると、はじめ五十嵐十九郎、のち権左衛門忠愨。延享三年(30)、飛地領美作国に代官として在任中、台風で農作物が全滅、領民の窮状を救うべく本藩に訴え、翌四年には領地を視察し、年貢の減免や年賦、藩金貸し付けを行うなど、救済策を施す。後、病で交代、江戸詰めなどを勤め、宝暦六年十二月二日、病没(40)。美作の領民は子々孫々に恩を語り継ぐべく、五十嵐神社を建てている。

初江亡き後、沼田俳壇を率いた春路もやはり沼田藩士、本名は小林要人。宝暦十二年(一七六二)初夏、来遊した老師鳥醉・長南・海鳥(語竹庵一世、高崎住)師弟を案内し、詞友巴陵らと連れだつて後閑(利根郡月夜野町)の八束脛宮に詣でた(鳥醉著「詣八束脛宮」、『かい、治歴覽古』明和三年刊、所収)。帰途、鳥醉が白井莊(群馬郡子持村)に遊んだ折の一文を巻頭に収めた月次集が『俳白井古城記』(鳥明編『関東俳諧叢書』28所収)で、春路の句が初出する。四年後の明和三年(一七六六)晩春、松露庵を継いだ鳥明が昨鳥(白雄)を伴い沼田に曳杖、鍛冶町の三ノ日庵に遊んだ後、春路の世話で同町正覚寺塔頭に三ヶ月ほど滞在、春路ら地元連に案内されて八束脛宮に詣でる。その折、鳥醉の旧稿「詣八束脛宮」を春路から与えられ、これを巻頭に飾った月次集が前出『治歴覽古』である。

春路には編著『俳はるの遊び』(明和七年、『関東俳諧叢書』28所収)があり、沼田俳書の嚆矢。左部家旧蔵本には「上毛沼田虚実庵選／四季句集」と摺った袋が備わる。自序に「沼田藩中虚実庵春路」

と署名、藩士の身分を明らかにしている。巻頭に柳居―鳥酔―春路と句を並べて俳系を示し、ついで沼田連中（17名）や奈良連中如舟らの発句を取める。鳥明跋に「上毛沼田一草園に虚実主人あり」と、春路が一草園の継承者であることを謳っている。立几披露の意味もあったのであろう。

筆者が入手した『菊月廿五日／哥仙』（枳形一帖）は、判者が奥に「右即考／虚実庵」と署名、その後上部に執筆が「勝大治／鳥孝／麦泉」と大書、下部に「玉」の字による得点集計と作者名が小字で記入された点帖である。発句は「淋しさは山居に殖て鹿の声如舟」で、以下、麦泉・鳥孝・（執）筆・如布・大治の六吟。清書者は書き癖から如舟と判断される。年次が記されていないけれども、同じ頃のものであろう。

また、後裔の左部春窓が明治三十六年に書き留めた「俳書所蔵日録」（浜名敏白氏蔵）によると、年次未詳ながら虚実庵春路には『春興』があつたらしい。冊数が記されていないので摺物の可能性ものころが、いづれにせよ沼田城下で同派の指導的立場にあつたことが確認できる。しかし、安永七年（一七七八）以降江戸詰となり、「松露庵随筆」などに江戸連で入集、寛政期に入ると姿を見失う。

既述したごとく、宝暦十二年（一七六二）、来遊した鳥酔らを春路とともに案内し、明和三年（一七六六）には鳥明・昨鳥を自らの三ノ日庵に招いている巴陵は、町方でもっとも有力な存在であった。浜名氏蔵の資料に、明和六年孟春、如舟が自亭で貞志らと催した脇起こり百韻（四吟）や表八章合などに巴陵が判を加え、「石、如花似锦／三の日庵（印「田氏」「鳥孝）」と奥書した点

帖が含まれ、その袋の表には「鍛冶町／三之日庵詞匠／玉几下」と宛名が記されているので、既に判者活動を開始していたことが分かる――「三ノ日庵」の呼称は、定例会を三日に催していたからであろう。

旧稿で紹介した1巴陵一枚摺（雲英文庫蔵）は、明和六年（一七六九）三月、沼田の詞友如布とともに出府し、鳥明に伴われて品川鮫洲の松原庵に老師鳥酔（69）を訪ね、『莊子』から採った「大治」の別号を与えられた時のもので、袋の表に「上毛沼田一草園連／名改夏の鳥／巴陵改大治著」と摺り、本文には出府・改号の経緯を記した鳥酔と大治の句文、春路の賀句、それに同派詞宗百明・孚石・柴居、庵裡の芋月・鳥光・昨鳥、巻軸に松露主人（鳥明）の文音句各一章を収め、版下は鳥明、挿絵は岷江。訪問の一ヶ月後、四月四日に鳥酔は亡くなっているため、追懷を兼ねつつ立几・改号を披露したのであろう。旧稿では不明としたが、岷雪編画『百富士』（明和八年刊）に「上毛沼田／三ノ日庵大治」として句が見えるので、三ノ日庵＝巴陵＝大治と判明する。大治は晩年号を巴陵に戻し、天明後期に姿を消す。

その後、沼田俳壇には一草園を継ぐ有力な存在は登場せず、安永八年（一七七九）、松露庵主鳥明、寛政元年（一七八九）、庵裡の存阿、同三年やはり庵裡の丈左が来遊、同派詞宗の指導のもとに活動をつづける。

地元判者松桂庵書郊 都合上、後に詳述。

北毛俳壇の第一人者乙人 幕末期沼田俳壇の中心的存在。樫村霞道著『上毛古俳家全集』（昭和二十五年）利根郡の部に、「池田村（筆者注、明治22～昭和29の旧村名）の左部家に生れた人である。同

郡利南村上久屋松永家の智となり、通称を武左衛門と云つた。俳諧を好み、師を蓼園無満にもとめて枸杞庵と号し上達した。当時利根郡に於ける俳壇の一人者と賞せられたのである。性剛直であつたが、一面また慈愛の念厚く其門に集るもの多く、郷党から敬慕された。著に「蘭原騒動」がある。嘉永六年六月二日享年七十歳を以て歿した。墓は同字中清水にある」と記される——無満門とするのは疑問。「蘭原騒動」は『利南村誌』やHP「剣豪の里」によると、正しくは「鎌倉紅梅接木英」と外題する浄瑠璃本で、利根郡深山村の法神流剣豪、須田（星野）房吉が天保二年に謀殺された事件、「蘭原騒動」に取材したものである。

編著に「葛芽集」（文政末、半紙本二冊）があり、立机披露を兼ねた出版と思われる。天保二年（一八三一）から社中の『つきなみ集』を刊行、同四年までの三冊を確認できる——春窓の目録によれば五冊——。息笠人も俳諧を嗜むが、天保十二年、三十歳で没、乙人が三回忌に「もとの垣根」を手向けとして編刊。乙人の活躍した幕末期北毛俳壇は来遊する次世代の新興諸派と交流しつつ、独自の活動を展開していく——紙幅の関係上、乙人については本稿（下）に詳述する——。

三 白雄の破門と月次句合

沼田市教育委員会社会教育課に、左部家から流出した浜名敏白氏所蔵資料（三〇点余）の複写がある。その中の目玉が志ら尾坊（白雄）評の『四季句合』（乾坤二帖）である。如舟の息其雲が催主三人の一人。其雲の句は安永三年（一七七四）刊行の烏明編

『俳諧ふたつの文』に初出。矢羽勝幸著『俳人加舎白雄伝』（郷土出版社、二〇〇一年）によると、評者白雄は安永三年に奥羽紀行を終え、翌年は久し振りに江戸で春を迎えた。その頃のものと思われる。白雄評の百韻点帖とともに一帙で伝来、その発句が春季で、『四季句合』の開巻が「やよひ廿八日／井見」とあり、奥の落款や点式などが共通するので、セットで加点を依頼したのであろう。清書は、如舟筆か。

『四季句合』については旧稿で翻刻（抄）とともに解説を加えたので、百韻についてのみ概説すると、帖仕立て一冊で、表紙に土筆の草の下絵があり、中央に題簽が貼られるが、無記入。本文紙数は十三枚で、十三枚目の裏に「関防印「思玄」／故は一鳳／志ら尾坊／（印「志良尾坊」「昨鳥）」の句締め。発句が「いかめしき人の出立や明の春」（作者名欠）で、以下、『四季句合』と共通する点式により評点、三点以上の句には作者名、其雲・素考・如舟・貞志・秀穂・五涼・秀麦そしてフ（執筆）が記入され、前出『ふたつの文』に入集する奈良連中、如舟・五涼・素考・秀麦・其雲・貞志・花鳥・塩車のラインアップと一致する——最後の二名を除く——。最高点「夜坐不厭」の印は、其雲の付句、

ちいさい膳盆にあまる枝大豆 フ

終夜問ずがたりを魂棚に 雲

に唯一捺される。六点も其雲のみで、三点以上の得点を集計すると其雲は二十二点の最高点となり、存阿書簡（後出）にある連句上手の片鱗を窺わせる。

白雄の加判態度は『四季句合』と同様真率で、「第三ぶりいま

だ」や「て留は三句去ながら、初面にふたつはあし、」「銭に売買の事は二句去なり」の去り嫌い、「つけ遠し」(三例ほど)といった連句ならではのチェックが過半で、句の引用は省略するが、「他の句、三句転ぜず」「自の句、三句つゞくはあし、」「自の句、転じあし、」「又他の句、かくつゞくはあし、」と、句の「自我」と「転じ」についての評が目立つ。白雄には明和期、門人に与えた伝書『付合自我之句法』(矢羽勝幸編『改訂補加舎白雄全集』上巻所収)があり、明和八年(一七七二)に刊行した俳論書『かざりなし』でも、「○聯句は自我のわから肝要也。前念へもどるまじとの翁の遺語は、則三句の転じ也。云々」と述べ、三句の変化を示した例を十三組挙げてゐる。

ところで、次の烏明書簡に見るごとく、白雄(38)は安永四年(一七七五)四月四日、品川海晏寺で営まれた鳥酔七回忌法要において不遜な行為があり、翌五年九月、『金花伝』の俳論をめぐって烏明(50)や先輩の詞宗百明と不和を生じ、破門されるに至った。(宛名表書き) 如舟様／一集添 烏明

暫御左右も不承候。愈御無難、珍重御事ニ御坐候。且、此度、百明宗匠之一集、差出し申候。御句も加入申候。則、進上申候。御入料ハ、南鐮一片ヅ、ニて御坐候。則、眠花子³迄御届被下度、早々頓首。

十一月五日

角力場の跡もしまはずかれ野哉(ほか二句)

右、御笑可被下候。

「欠」几辺小篇進上申候。扱、志ら尾事、同門頰廢ニ及申

候。兼而左様思召可被下候。

右の書簡はその年のものと思われるが、白雄破門の件を二白でついでに触れた風を装っているが、かえって烏明の怒りと意志の強さが感じられる。

矢羽勝幸著『俳人加舎白雄伝』などによると、安永五年、白雄は甲州で春を迎え、二月頃から信州を遊歴、翌六年の歳暮から翌七年春にかけては武州箕田(鴻巣市)の文郷宅に寄寓、三月、箕田碑の裏面に白雄の筆により芭蕉と鳥酔の句を文郷に併刻させている。同年九月には、鳥酔の生前から松露庵派に属し、馴染みの深い伊勢松阪の一葉庵に身を寄せる。その頃、信州上田の雲帯(白雄門)から問い、合わせの書簡が同地の古老呉扇に届き、その年は相州厚木で越年、翌八年の春から夏にかけて伊勢にまた来遊するとの白雄の腹づもりを返簡で報じている。

こうした白雄の動静に照らして、矢羽氏は、安永九年版『松露庵隨筆』に見える烏明の旅(岐路の記行)を、松露庵派勢力の取込みを図る白雄に対抗するものとされた。

烏明は、安永八年(一七七九)夏、慌ただしく旅支度を整え、木曾路をたどり伊勢に参宮、湖南義仲寺の祖翁碑前に額づき、入洛して岡崎に蝶夢和尚を訪ね、浪花に下って鳥酔以来の門人蘭坡と会い、さらに泉州に下り、嘉祥寺(泉州郡田尻町)の門人長路との約束を果たし、春里及びその社友らと法楽歌仙を巻き、蟻通明神(泉佐野市長滝)に奉納する。帰途は松阪に寄り、呉扇・滄波ら一葉庵連中と風交して地盤を固め、水無月初め帰庵する。

その夏、白雄は上州草津の鷺白(關東門)を訪ねて両吟、八月には松露庵の地盤白井(渋川市)を訪れ、地元の鳥路・右龍とと

もに子持村（中郷）の古刹双林寺に、先師の遺齒と遺吟短冊を埋め、「鳥酔翁冢」を建てている。⁴

白雄が曾遊の地沼田に足を踏み入れたかどうかは確証はないけれども、矢羽氏が指摘するごとく、

とね川ぞひに戸鹿野の里ありて世に生る長梁なるを心に
こめつ、良夜はかならずと、はるかかの山ぶみして、ぬ
ま田きもと（城下ガ）の友とちをとふに、

霧しぐれ戸鹿野の人に道とはん（『白雄贈答』）

という句は、季節から判断して双林寺に鳥酔翁冢を建てた後の作と思しく、旧蔵資料中に交じる白雄筆懐紙、

—前文省略—

たかなみやきさかたはむしの藻にすだく

白雄坊（印「志良尾坊」「昨鳥」）

も、落款「白雄坊」からその折沼田で染筆した可能性が高い。⁵

次の書簡は、登場する「百鳥」（沼田の人）が安永二年晩秋に泥亀と改号、披露の摺物を松露主人（鳥明）の取り持ちで発行しているの、それ以前と判明する。

（宛名表書き）

如舟様

鳥明

鷹書忝披見致申候。酷暑ニ御坐候。愈御清福之段、珍重事ニ御坐候。当方、愚老、暑ニ負、甚凌兼申候仕合ニ御坐候。且、御句ども被遣、相談ニ及かとミ申候。早乙女、箒木、おかしき姿にて、大慶致申候。百鳥子帰村、嗚々御風交存候。段々行脚之事申来り、随分、引杖可申候。貴子などハ、まだ対顔不致事ニ候へバ、とくと御嘶申度事ども御坐候。秋中ハと楽しミ申候。

例之取込、早々頓首。

六月十五日

懐へ刺毛落ちりし暑かな（ほか二句）

など、御一笑可被下候。

*以下、別紙二白は省略

という文面から、その頃までは如舟との対面はなく、秋には貴地へ行脚、お目に掛かり存分に風話したいとの返答だが、ほんの挨拶に過ぎず、訪問の熱意は感じられない。それが、

（宛名表書き）

其雲様

鳥明

先達は御芳書忝披見仕候。愈御揃御清榮珍重之事ニ御坐候。当方無異罷在候。且卯月分ひらき遣し申候。五月も追付ひらき申候。

一、御城内ハ諸君皆々御出情甚き中も相殖へ大幸之御事、町方ハ去年中、集遣申候へども、一向ニその挨拶さへなし。余な失礼之御事どもニ御坐候。埒もなき俳諧に迷ひ、本道を失ひ候事、氣之毒、それも好くなれば、あへて咎る事ニても無之候へども、物を得て挨拶なきハ余りなる事どもニ御坐候。眠花子など御助声、いくら文通申ても返書なし。おかしからぬ御事ニ御坐候。頓首。

六月朔

かゝる日に隠しとけけり氷室守（ほか三句）

右、御笑舎可被下候。

御同苗様へ宜敷頼上候。またも頼母しきハ貴丈ひとり、句合ども御事、甚感心、此上御出情相待申候。

の書簡になると、沼田連中の失礼な態度に苛立ちを隠せないといった文面へと一変する。年代不明ながら、白雄の破門を機に門人内に動揺が走った時期、安永六、七年頃のものであるろう。もつとも頼りになる白雄を失い、門人たちの帰属意識が希薄化していることを痛感した鳥明は月次句合にも力を入れ、地方との連絡を密にし、組織強化を図らねばならなかった。右の書簡で真つ先に月次句合の開巻に触れているのもその表れで、集の受取については後回しとなっている。

松露庵の歳旦帖では旦暮各一句、年一回刊行の月次集では「月次定連」として江戸及び諸国門人の近詠——古老・幹部級は二句、それ以外は一句——、連外として諸国の名家・詞友の文音各一句を巻末に付録するのが基本形で、他派もほぼ同様であった。歳旦帖と年一回の月次集では熱心な門人にとっては物足らず、逆に不熱心な門人にとっては疎遠で、落伍しがちとなる。月毎に催す月次句合では作者と判者間に定期的な応募句の遣り取りが必須となり、それに点数勝負を争うという刺激が付加されることになる。

安永七年（一七七八）二月十二日、日本橋本石町から出火、靈巖島・深川まで延焼（増訂武江年表）。この時、浮世小路の松露庵も類焼し、門人・詞友から寄せられた旦暮組題・春興など、上梓直前の歳旦帖が烏有に帰してしまった。その後、門人たちの援助でささやかながら庵は再建、追々届く門人・詞友らの近詠句で月次集『松露庵随筆』を編集、年末までに刊行するが、急遽、鳥明自身の試筆・春興各一章を巻頭に据え、続いて前半にその年の月次句合から毎月の高句句を抜粋収録——間に伊勢松阪連中魚淵の訃報、庵主の南総紀行などを挟む——、参加者の励みとした。その内に

沼田連中は陸月はなく、如月は眠花ら3名、弥生は麦泉・風之、卯月は其雲、皐月は風之ら4名、水無月は春路（江都）、文月は風之、閏月は其雲と春路（江都）、葉月は春路（江都）と柏志・其雲がそれぞれ交じり、末尾に「菊月よりの撰はいまだなれば、来る年の集にとしばらく筆をさし置ぬ」と付記、次年度以降の収録続行を予告している。

こうした窮余の一策が功を奏し、以後も同じ編成で月次集『松露庵随筆』を続刊、同派月次集の定型となっていく。とはいえ、右の書簡を見る限り、当初の反応は思い通りにいかず、地方の門人たちに送っても反応はにぶく、苦戦を強いられた。その原因は集そのものよりも白雄の破門にあったようである。たとえば、かつて松露庵の侍瓶（執事）を務めたことのある古懺——信州戸倉住——は白雄第一の高弟にもかかわらず、どちら側にもつかず、その煮え切らない態度に白雄の怒りを買ったという。

沼田の方でも同じ戸惑いがあったのであろう、安永七年頃と思われる書簡に、

（宛名表書き）

如舟様／其雲様

鳥明

暫御左右も不承候。愈御清栄、珍重御事ニ御坐候。当方無異罷在候。例年之通、月次集出来、進上仕候。いかゞ。其後ハ、一向ニ打絶、御風流不承候ハ、春興御句ども、必々相待申候。

去年中月次集料、ふと、大かた沼田迄被遣候半か。此方へ一向ニ相達し不申候間、御返書も不申候。漸此間、其訳相しれ申候ゆへ、甚失礼之御事ニ而は御坐候。万々御返書、必々相待申候。其雲子、いかゞ。無御風流可有御坐候と存候。来春ハ、愚老も

杖を引可申と心がけ申候。万々、早々如此二御坐候。頓首。

極月五日

霜寒し枕念仏ハ誰家ぞ（ほか三句）

右、御笑可被下候。

と互いの遣り取りもギクシヤクしてゐる様子で、口先で期待させ
て来た沼田訪問も実行せざるを得ない情況に追い込まれていく。

双林寺の「鳥酔翁家」建立が白井連中から報じられたかどうか
は不明だが、その半月後の安永八年仲秋、鳥明は前橋の詞友素輪
に上毛訪問の予定を報じる。

……良夜いかゞ御覽被成候哉、御風流承度候。良夜の小篇を
上申候。いつもくおかしからぬ事にて御座候。

翁塚御造立の由、甚深き思召之御事とも感じ申候。小冊御心が
け御尤二御座候。

野子も来月はじめ、高崎・沼田辺行脚可致心がけにて候。余
りく久々上毛之地へ参り不申候。夫ゆへ思ひ立申候。若其節
相廻り候ハゞ、御風交可被下候。書外早々頓首。

葉月十五日

待宵や雨ハ常ふる空ながら（ほか二句）

本多夏彦氏の連載「三日月素輪」十二（『上毛及び上毛人』27所収）
で素輪と鳥酔・鳥明の交流を考察、そのなかで紹介する九通の鳥
明書簡の最後のものだが、本多氏は「翁塚」を前橋正幸寺の句碑
と推定、それが安永八年の建立なので書簡もその年のものとなり、
「岐蘇路の記行」の行実が「実にびつたりと前述せる処と符合す
る」と考証結果を披瀝されている。

右の書簡により出立は九月はじめと判明、鳥明は高崎・渋川か

ら沼田道（三國往還裏街道）を白井宿しろいに入り、中之峠を越えて十八
坂・七曲を「十月の紅葉ふみわく山路哉」と辿り、利根川に架か
る戸鹿野の長橋を「水凄し苔すら枯て橋ばしら」と渡り、沼田城
下に漸く杖を休め、久闊を叙した。帰途には白井連中は勿論、素
輪に報じた通り前橋の木兎庵にも寄り、高崎では平花庵連中雨什
らと芭蕉忌の俳席を共にした（『岐蘇路の記行』）。

白雄は、翌九年（一七八〇）二月、いよいよ江戸に帰還、日本
橋近くの鉄砲町に春秋庵を営む。早速、四方八方の門友に書信で
参加を呼び掛けて月次句合「春秋庵月次」（四題）の発行を開始
する。しかし、はかばかしく句が集まらず、四月は127名、五月は
116名だった。月次集『春秋稿』初編（同年十二月刊）の編集にも着
手、漸く上梓に至ったが、やはり苦戦し、入集句の多くを旧作で
間に合わせ、体裁を繕うことになった——詳しくは矢羽著『俳人加舎
白雄伝』参照——。天明三年（一七八三）十二月、左部家に宛てら
れた白雄書簡、

其雲／西郊様

春秋庵

寒氣之砌、御安康珍重奉存候。春秋稿三編開板候間、致進上申
候。加入之体趣、御心三叶候ハゞ、本望。猶、春興御秀作、とく
く奉待候。以上。

臘月五日

二白 凡辺、昨今風邪二而伏、枕之仕合、無是悲代筆、御用
捨可被下候。以上。

が矢羽編増補改訂加舎白雄全集』（下巻）に収められ、その解説によ
れば、『春秋稿』初編には白雄の配慮により如舟・其雲・西郊が

入集、しかし、二編（天明二年刊）には西郊のみ、三編（翌三年刊）には其雲・西郊が入集するものの、以後は姿を消すという。

明和以来の沼田連中は松露庵主烏明を見捨てて白雄になびく訳にもいかず、事態が沈静化するまで距離を置き、静観していたのである。書簡の文面を見る限り、渦中の烏明・白雄にはそうした地方門人の心情が察知出来ず、緩慢な反応に焦燥を募らせたのである。

旧蔵資料に含まれる門人巨計・此君と唱和した白雄の春興三ツ物摺物三枚組「天明二歳／春興」（袋題）は、恐らく前引の書簡とともに白雄から送られたものである。しかし、白雄離脱の経緯を説明するためみずから遠路来訪した烏明の熱意にほだされ、如舟ら沼田連中の多くは松露庵派に踏みとどまったのである。

四 丈左一枚摺と北毛俳壇

左部家旧蔵の松露庵派一枚摺については既に旧稿で解説、所見を述べた。1の巴陵一枚摺（雲英文庫蔵）は、既述のごとく、明和六年（一七六九）に改号した披露と宗匠披露を兼ねてのものとおもわれ、指導下にあつた如舟の俳諧活動もほぼその頃からとなる。以下、とくに注目すべき丈左関連の一枚摺に焦点を絞って考察を進めたい——一枚摺りに付したアラビア数字は旧稿で振った番号である。

15下総国溝原（旭市）住、日想庵巴蓼の追悼摺物はやや小ぶりの横半切、寛政元年林鐘（六月）の奥。巴蓼はもと蓼太門で、天明八年（一七八八）霜月二十六日没。辞世吟、地元連の悼句、江

戸松露庵裡の春圃・祖風の悼句、存阿と烏明の追悼句文を収める。存阿も松露庵裡の詞宗で、沼田へは寛政元年（一七八九）秋に来遊、如舟・其雲・西郊とそれぞれ歌仙を両吟しているので（前出『俳山亭文庫書目解説』）、その折、持参したのであろう。帰府後、存阿は以下のような書簡を送って来ている。

尚く如舟様・西郊様はじめ、御家内へよろしく御伝声可被下候。

爾来絶音問候。弥貴家御清寧被成御坐候旨承り、大慶奉存候。先年は罷こし、寛々御風交、殊ニ御厚志之御世話、忝仕合奉存候。野生入湯後、至而多病ニ相成候故、引籠罷有候。風流不任心候。隠者之命、可惜所ニは無之候へ共、百哥仙満尾までハと旦暮薬用いたし候。百哥仙中、別而貴子之御卷勝レ申候様相見候。其後骨折候得共、病劣不及力候。此節丈左坊引杖、是も小子同門之人ニ候。よろしく御風話奉希候。心事難尽筆紙、猶期後音候。頓首。

存阿

三月十日
其雲様

僻章

白梅は花やかならぬさかり哉（ほか三句）

など申捨候。此外籠章共有之候へ共、貴子は発句きらひ故、もらし申候。何卒得快気、再罷こし、連句之御章々承度候。

「丈左坊引杖」とあるから寛政三年のものであろう。其雲が発句嫌いで連句上手だったことを伝え、興味深い。存阿は、この後、無仏庵存亜と改号、銚子に流寓、文化二年四月二十日に没する（『銚子市史』）。

16は高崎住、平花庵雨什(52)が判者披露をした折の摺物。寛政三年(一七九一)三月の柳居句による脇起こり百韻(表八章)、雨什・烏明の賀の句文、松露庵裡の祖風・丈左・存阿、高崎連の各一章、平花庵執事2名の奥書を収める。東下した丈左が初出する。以下、19は「辛亥(寛政三年)冬」の奥で、丈左を迎えて美知彦(道彦)ら仙台連が催した摺物。23金成(宮城県栗原郡金成町)連、調友改巾羅の四十賀と改号披露を兼ねた寛政四年の春興摺物。巾羅の年賀句に丈左と地元連が付けた表八章、息調琶と丈左の年賀句文、後半春興に地元連ら、巻軸が「洛丈左房」の句文。28は寛政五年(一七九三)初夏、水沢(岩手県)栗下庵連の一枚摺で、「夏詠」と題。巻軸は「洛丈左房」。30は寛政五年九月奥で、丈左が芭蕉百回忌に金成連と協力しあい芭蕉堂を建てた折の摺物。芭蕉句による丈左房らの脇起こり一順、判者を免許された調瑠房和応と丈左房一無の句文を収める。31は寛政五年暮秋、帰途につく丈左のために金成連が催した送別摺物。『奥のしほり』の編集を成し遂げ翁塚を造立した旨を記し、巻軸に丈左房を据える。

『奥のしほり』に寄せられた烏明の序(寛政三年冬)や丈左の薙髪の文によると、丈左は京都の人で、淡々に俳諧の手ほどきを受け、その後丈石に入門、二十年以前、判者を免されたという。芭蕉を慕って抖擻行李の志やまず、五十歳の時、家督を息に譲つて官を辞し、寛政三年春、旧知烏明を頼つて東下、松露庵に杖を休めた後、沼田ほか関東各地を一年ほど遊歴、九月十六日、常陸国の延方(潮来町)で薙髪、その後、『奥の細道』の跡を辿り松島・象潟を周遊し、帰途、金成に暫し杖を止めたという。『奥のしほり』は半紙本二冊、前半に薙髪時の自他の賀章を収め、その中に

如舟・其雲・西郊・是牛・麦泉ら沼田連中の句も見える。先々で交流のあつた諸家の発句・連句、旅宿で尋ねられて答えた俳論・作法、届いた文音句、陸奥紀行、金成連や蕪村ら中興名家の句を収め、寛政四年十月十二日付の小野素郷(盛岡住)および同年三月付の浮月房鉄船(仙台住)の跋が備わる。

丈左は、寛政六年五月、信夫郡福島に滞在中、文字摺観音堂に「早苗とる」の芭蕉句碑を建てて記念の『さなへ増集』稿本を奉納——帰京後に刊行、如舟・其雲入集——、翌寛政七年仲春の松露庵一枚摺36「花桜」に庵裡として出句し、四月四日の鳥醉二十七回忌追善興行には上毛から句を送っているから(烏明編「俳諧在し世語」、一旦、江戸に寄つた後、上毛地方を再訪し、帰洛したこと)が判かる。

旧蔵資料に交じっている丈左書簡、

(宛名表書き) 其雲雅丈／用書

丈左房

この間は御懇情忝、今日、是牛公へもまいり、悦申候。万事御礼は明春可申上候。扱とんと失念之事御ざ候。

もて行ん腕子の(「に」と訂正)か、る花の影
あげ句、甕の句二いたし候。是ハ直し置候所、もやく二てわすれ申候。

忘れし月を(「月なき秋を」と訂正)思ひ出す春
と御直し可被下候。大事の事二御ざ候ゆへ、又く申上候。かしく。

麦泉丈をいづるの日、老年を申述て、
いとひませ雪の足踏も年の上(ほか三句)

御笑捨く。

は、是牛が高平（沼田市内）住、麦泉が沼田下之町住、笹屋、原沢十兵衛、ともに烏明門の作者なので、沼田滞在中の書簡となる。

（封表書き）上毛奈良村／如舟様／其雲様 要用 丈左房

（封裏書き）七月十一日発／メ（朱印「丈左」） 自京都

（宛名表書き） 其雲様

時分柄残暑甚鋪御坐候処、御家内被成御揃御清栄、御社中御一統、御同前可被成御坐、奉珍重候。愚坊事も、漸先月五日入洛、道く無抛留杖数日御坐候而、存外之延着、依而御便、御疎遠申候。此程草庵二移候間、右へ御便可被下候。さてく御なつかしく覚候。猶、追く御飛筆可得御意与、申残候。取紛罷在、以代筆、如此御坐候。頓首。

七月十一日

丈左房（花押）

如舟長老玉案下／其雲雅丈同断

尚々、御家内、御老母始、どなたへも可然御伝声可被下候。此程の句、

高燈籠つらく露の柱かな（ほか三句）

など申舍候。

富小路錦上ル町西側 岸丈左

は帰洛後のもの。39名月の摺物はその直後の催しで、袋題「良夜」。版下、丈左。入集者は東烏ら京の社中13名。「良夜湖辺に遊びて」と前書きする丈左句が巻軸。宛名を欠く丈左の送り状には「秋の詞」と題する三句につき、「御老人にも御清栄二候や。只なつかしく候。愚老も兎角帰京後、病臥がち二而、扱々不任存、大ニ

なつかしく覚候。御たより成候ハ、御申こし可然候。頓首／九月十五日 いちむ」と認められているので、前簡二ヶ月後に發送したもの。

五味可都里書留『諸家文通発句集』（池原鍊昌編『五味可都里と蟹守』所収）によると、その年末には高倉姉小路上ル所に一無庵を移している。帰洛後病臥しがちだとは記しているけれども、遊歴の成果を『奥のしほり』（前出）を手始めに、伊達郡（福島県）靈山の律大に編ませた『俳諧八徳歌』（寛政七年晩秋、丈左序、關更後叙『近世俳諧資料集成』5に翻刻所収）、自編『花むつみ』（寛政八年自序、同重厚跋）および前出『さなへ墳集』（寛政八年成美序、同自序、寛政六年竹冠跋）と立て続けに刊行、俳諧宗匠としての基盤を確立する。そして、寛政七年版の『松露庵随筆』に京都の所書きで入集したのを最後に、松露庵派の俳書・摺物から姿を消すのである。

二白 如舟様へ宜御伝声、別而頼上候。

一別以来御疎遠、御懐敷候。時節、薄暑二赴候所、御家内、御清安奉歡喜候。愚坊、今年還暦二付小編相催、愈小冊、御笑二進上申候。誠二むかしを思ひ出し、此年克々及候事、御笑二預らんと如此二御坐候。御家内、御惣中へ宜頼上候。頓首。

五月十三日 一無菴／丈左

其雲様

此ほどの詞に、
ねらひ狩夜明て露に火ハ燃る（ほか三句）

など御笑に入候。

還暦賀集は享和二年（一八〇二）に刊行された『杖の節』で、如舟・其雲らの句は見えないけれども、書簡はその頃のものの。

ほかに猶々書きに老衰を託った年始状、文化三年（一八〇六）と翌四年の「一無庵月次三題」のチラシ各一枚と「都一無庵春穠集」のチラシ（催主社中、書林菊舎）一枚も資料中に混入している。丈左が『俳諧発句題苑集』（中本五冊、陸奥南陽・律大校舎、自序、寛政十一年刊）という大部な類題集を刊行したり、京都を核に広域な月次句合を催し、また各地で催された句合の判者活動を展開出来たのも、こうした精力的な行脚と文通の賜であつた——丈左の活動は付録「如舟ら入集年表」を参照されたい——。

五 地元判者書郊の登場と月次句合の流行

寛政末年になると、初江の息松桂庵書郊が判者となり、沼田俳壇は一気に活性化する。「家中由緒書」によると、書郊は安田奎兵衛の次男勘十郎で、初江が泉下直前に願ひ出て養子となり、はじめ十九郎、のち権左衛門恭周と称する。『沼田市史 通史編2 近世』（22および60ページ）で取り上げられる、「見取騒動」のときの惣奉行である。

旧蔵資料のなかには、騒動時の関係文書も含まれ、奈良村の伊兵衛・善兵衛両名に宛てて、明後日十六日に麻上下着用の上、朝いっしょ五時に役所まで出頭せよという中村八郎左衛門・真柄次郎左衛門・五十嵐権左衛門の連名による差紙（四月十四日付）および安永十年（一七八一）辛丑四月付の奈良村『田畑本途／見取／起返見取案内帳』（横帳一冊）がそれで、藩側の惣奉行五十嵐権左衛門書郊と農民側善兵衛如舟は増税策をめぐって対峙する立場にあつた。

天明元年（安永十年四月二日改元）十二月、奈良村の要右衛門・民右衛門、立岩村の佐七らが頭取（首領）となり、土見役を務める村民の家や城門に大挙して押し寄せ、増税策「見取」の撤回を要求した。結果として、家老が大坂城代として在番中の藩主の許可を得て、天明二年（一七八二）四月二日、藩は各村の名主たちに「見取」中止を告知した。

しかし、藩では騒動の頭取が誰か内偵を進め、五月二十六日から騒動に加わつた農民たちを順次、役所に召喚、二十七日に出頭した奈良村の石田要右衛門（如舟の娘婿、勝右衛門西郊の実兄）・民右衛門の二人は取り調べの結果、佐七とともに頭取と目され、永牢となつた。その年、如舟が勝右衛門西郊を別家させたのは累が及ぶのを恐れたからであろう。各村では彼らの赦免を繰り返して嘆願、天明五年秋、民右衛門が、翌六年に佐七と要右衛門が出牢を許されたものの、佐七と要右衛門（44）の二人はその後もなく絶命した。

岸大洞著『沼田領代官覚え書』（私家版、昭和四十年）の一覧表から五十嵐権左衛門恭周書郊の主要事績を抜粋すると、○明和四年（一七六七）25歳の四月、作州代官一ヶ年詰めを仰せ付けられる。○天明元年（一七八二）39歳の七月二十七日、家老月岡修理勝澄に郡奉行を任命される。禄高は五十俵。その十二月、「見取騒動」が起き、翌二年（一七八二）四月二日、「見取」を中止。○天明四年（一七八四）十二月、腫物が重症、お役御免を願うが、取り下げ。翌年十二月十一日、願ひが叶う。○天明六年（一七八六）十一月から快癒し見番所勤務。○寛政四年（一七九二）50歳の九月、病気のため隠居願ひを出す、取り下げ。○文化六年（一

八〇九) 67歳の正月、病気で隠居を許され、息重九郎忠宜が家督を継ぐ。○文化十二年(一八一五)四月七日没、享年73。辞世吟「迷はずに行かむ冥途の旅桜」(平等寺墓誌)。

俳諧の初出は、明和六年(一七六九)の烏明編『三』丑歳旦で、日暮各一章が入集。後掲『松桂集』の烏明序によると、鳥酔に学ぶとあるから、俳歴はさらに数年遡り、20歳頃からであろう。以後、定連として歳旦・月次集に出句を続け、寛政十二年(一八〇〇)58歳の頃、はじめて編著『松桂集』を刊行する。烏明序によれば、書郊判の月次句合を主材料とし、前半に地元「月次連」の各二章、ついで近在連中の各一章、「古人の部」、同門詞宗の文音各一章、巻軸に松露庵烏明と高弟坐来の文音四季吟、最後に自身の四季吟を据える。奥付に「下井土桂林堂梓」とあるから地元での開板であろう。先の事績に照らすと、書郊は早くから官を辞し、風流の世界に遊びたかったようで、烏明序によると隠居以前から近隣初学を指導、判者活動も始めていたことが記されている。「見取騒動」以後も、

(宛名表書き) 奈良／蓼化様

書郊

残暑強候へ共、御揃愈無御障御凌、珍重御事ニ御座候。然ば、庚申寺俳席、久々打絶候二付、来ル十日、相催候間、何卒、四ツ時、揃御出会可被下候。尤、此度は、付合并探題発句もいたし候積ニ御座候。何分、御出席相待申候。以上。

七月四日

白雨のいまだに残る暑かな

右、御一笑可被下候。

などと左部家の人々や近在作者との風交は続き、文化期以降、北毛俳壇は地元判者書郊の登場を機にいよいよ活性化していく。その具体相は付録の「如舟ら入集年表」を参照されたい——なお、沼田連中の月次句合は表八章合(連句)とセットで催されるのが恒例だったようである。

注

(1) 「広報ぬまた」(平成22・7・1)所収「ぬまた歴史探訪④⑧ 温情の代官五十嵐十九郎忠俣の墓」参照。

(2) 素輪書留『俳人名録』(『関東俳諧叢書』32所収)による。ただし、「沼田藩土岐氏家中由緒書」(沼田市教育委員会編、二〇〇七年)で検索したけれども、該当する人物を発見出来なかつた。

(3) 眠花は沼田町の人。春路編『俳諧はるの遊び』(明和七年刊)に初出、以後、寛政末年まで松露庵派の俳書に入集。

(4) 和田健一氏「白井鳥酔と句碑の検討―最大山双林寺の鳥酔翁家を中心に―」(『群馬歴史民俗』33号、二〇一二年三月)。

(5) 句は安永二年九月、奥羽行脚中、象潟での作。真蹟が数点伝わり、矢羽勝幸著『俳人加舎白雄伝』では、筆者蔵の本文を天明初年の揮毫とする。

(6) 矢羽勝幸著『俳人加舎白雄伝』(623ページ)参照。

(7) 井上隆明氏「丈左房一無の金成芭蕉堂」(『東北・北海道俳諧史の研究』新興社、平成十五年)参照。

(8) 『群馬県史 資料編12 近世4 北毛地域2』(昭和五十七年)「五四九」に翻刻所収。

如舟ら入集年表

- 明和5年(1768) そのきやぶらぶら 鳥酔編 *奈良如舟
 明和6年(1769) 己丑歳旦 鳥明編 *如舟
 同 三之日庵(巴陵) 判百韻脇起 *孟春、如舟亭興行
 同 舞三台 高崎連催 鳥明ら評
 *ナラ如舟、四時五評四題
 明和7年(1770) 庚寅歳旦 鳥明編 *如舟
 同 はるの遊び 春路編 *如舟
 同 武埜談笑 鳥明編 *奈良如舟
 同 第五八句合 評者未詳 *物連二十二子、如舟22点
 明和8年(1771) 辛卯歳旦 鳥明編 *如舟
 この頃か 菊月廿五日/哥仙 春路評 *如舟十四点、勝大治
 安永元年(1772) 蓑のうち 鳥明編 *如舟
 安永2年(1773) 古にし夢 鳥明編 *如舟
 同 俗表紙 志ら尾編 *上州沼田如舟
 安永3年(1774) ふたつの文 鳥明編 *奈良如舟・其雲
 安永4年(1775) 歳旦 孚石編 *奈良如舟
 同 淫嬖像 孚石編 *奈良如舟
 同 はてしば紀行 鳥明編 *如舟
 同 既七とせ 鳥明編 *如舟
 同 四季句合 其雲ら催 白尾坊評 *如舟・其雲
 この頃 「いかめしき」百韻 如舟・其雲ら催 白尾坊評
 同 丙申歳旦 孚石編 *奈良如舟
 同 二季のあした 鳥明編 *如舟・其雲
 同 詞友於松露庵夜話 大至編 *上毛如舟

- 安永7年(1778) 松露庵隨筆 鳥明編 *上毛沼田如舟・其雲
 同 四季のくさぐさ 鳥明編 *如舟
 同 歳旦 孚石編 *如舟
 安永8年(1779) はるの興 孚石編 *奈良如舟
 安永9年(1780) 春秋稿・初編 白雄編 *上毛奈良如舟・其雲・西郊
 同 松露庵隨筆 鳥明編 *奈良如舟・其雲
 同 俳諧木槿塚 李叟編 *上毛奈良如舟・其雲
 同 同 俳諧木槿塚 鳥明編 *奈良如舟
 天明元年(1781) 松露庵隨筆 鳥明編 *奈良如舟
 *其雲、4月と安永9年9~11月分の月次句合と月次他郷に入集
 同 四季供養 鳥明編 *奈良其雲
 天明2年(1782) 松露庵隨筆 鳥明編 *奈良如舟・其雲
 同 春秋稿 二編 白雄編 *西郊
 天明3年(1783) 松露庵隨筆 鳥明編 *奈良如舟・其雲
 同 あさよもぎ 柴居編 *奈良其雲
 同 春秋稿 二篇 白雄編 *奈良其雲・西郊
 天明4年(1784) 松露庵隨筆 鳥明編
 *奈良如舟、閏陸月分の月次句合と月次他郷の部に入集
 *上毛奈良其雲、4月分の月次句合と月次他郷の部に入集
 同 亀足集 一 鳥明評
 *其雲、11月分、臘月廿日開卷
 天明5年(1785) 亀足集 二十六 鳥明評 *上州奈良如舟、2月開卷
 天明7年(1787) 亀足集 四十三 鳥明評
 *上毛奈良如舟、11月分の月次句合
 天明8年(1788) 松露庵隨筆 鳥明編 *奈良如舟・其雲
 寛政元年(1789) 松露庵隨筆 鳥明編
 *奈良如舟、天明8年11月分の月次句合に、其雲、月次他郷の部に入集
 同 行秋歌仙巻ほか(『俳山亭文庫書目解説』)

- ① 「行秋」の巻 *如舟・存阿
 ② 「草の花」の巻 *存阿・西郊
 ③ 「槽の声」春雨歌仙の巻 *其雲・存阿
- 寛政2年 (1790) 松露庵随筆 烏明編 *奈良如舟・其雲
 寛政3年 (1791) 松露庵随筆 烏明編 *奈良如舟・其雲
 同 亀足集 二十三 烏明評 *其雲、5月分の月次句合
 同 俳諧談言史 烏明編 *奈良如舟・其雲
 同 脇起歌仙合 沼田社中催 烏明評 *其雲、2月10日開卷
 寛政5年 (1793) いけのむかし 烏明編 *奈良如舟・其雲
 同 奥のしほり 丈左編 *上毛奈良如舟・西郊・其雲
 同 詠帰章 素郷編 *如舟
 同 潮来集 一草編 *上毛其雲
 寛政7年 (1795) 在し世語 烏明編 *上毛奈良如舟・其雲
 同 松露庵随筆 烏明編 *沼田奈良如舟・其雲
 同 はなのつと 鹿古編 *ナラ如舟・其雲
 寛政8年 (1796) 松露庵随筆 烏明編
 *沼田如舟、2月分の月次句合に、上州奈良其雲、月次他郷の部に入集
- 寛政9年 (1797) 松露庵随筆 烏明編
 *ぬまた如舟、辰(8年)7月分の月次句合に入集
- 寛政10年 (1798) 松露庵随筆 烏明編 *上毛奈良其雲
 寛政11年 (1799) ひと・せ草 雨什編
 *奈良如舟、3・5月分の月次句合に入集
- 同 梅野集 以足編 *奈良如舟其雲、蛙水7回忌
 同 俳諧発句題苑集 丈左編 *上毛奈良如舟・其雲
 寛政12年 (1800) 頃 松桂集 書郊編 *奈良如舟・其雲
- 享和元年 (1801) 俳諧華の終 雨什編 *上毛奈良如舟、烏明追善
 文化元年 (1803) 松露随筆 坐来編
 *上毛奈良如舟、6月分句合と月次他郷の部、其雲、月次他郷の部に入集
 同 二分分八章句合 社中催 書郊評
 *如舟・蓼化、文化元年3月15日開卷
 同 田向観音堂奉納句書留 評者不明
 *奈良如舟、応募句稿43の鷹の句、入集
 同 表八章合 連中催 書郊評
 *奈良如舟・其雲・蓼化、文化元年神無月25日開卷
 同 入仏辞 自来編 *其雲
 文化2年 (1805) 松露随筆 松露庵(坐来)編
 *ぬまた如舟、4月と前年9月分の句合に入集
 *江戸其雲、2月・4月・6月・前年9月・11月分の句合に入集
- 同 花野塚 倍我編 *ナラ其雲、花仙3回忌
 同 「朝火吹」の巻
 *其雲・蓼化・左南、三吟歌仙(「俳山亭文庫書目解説」)
 この頃か もとの道(露慶記行) 東雲屋雞六蔵板 *ト々庵其雲
 文化3年 (1806) 「丙一無庵月次三題」引札
 *翌「卯年」の引札は、同版のもの干支を張り紙して墨書訂正
 文化4年 (1807) 追善四季草花発句合両評 書郊催 松露庵・一
 無庵評 *奈良如舟・蓼化は松露庵評に入る。書郊亡母(80)追善
 同 「梅の香」脇起半歌仙合 無耳庵蓮阿評
 *天蓼化47点、卯の花月15日、於五朗亭開卷
 この頃か 即吟 丈左評 *蓼化・其雲ら秋季発句、天蓼化36点
 同 歌徳 *蓼化・左南・其雲、陸月十一鳥 其雲亭興行
 同 月次句合、表八章合 社中催 書郊評
 *奈良如舟・蓼化、4月分か、5月21日開卷

同 表八章合 社中催 書郊評 *如舟・其雲・藜化、神無月16日開卷
歌仙 一無庵丈左判

同 *其雲、後半は天保四年泡住庵知二 田川鳳朗両評句合(知二評天、三岳)
百声 上州白井社中催 立和評

同 *其雲、江戸取次一漁叟、完来ら十五評の内
文化8年(1811) 松之調 兀雨編

*上毛奈良如舟、睦月・午葉月・菊月分の月次句合に入集
*上毛奈良露彦、水無月・午葉月・霜月の月次句合に入集

同 閏二月分表八章合 社中催 書郊評
*奈良其雲・露彦、上久ヤ乙人、28日開卷

同 未年月次句合 松原庵兀雨評 *上毛奈良如舟・露彦、上久屋乙人
文化9年(1812) 俳諧句合 社中催 書郊評

*奈良露彦、上久屋村乙人、7月3日開卷、立会乙人ほか3名
同 俳諧連歌 甫滴・乙人 *文化9年8月朔日興行

文化10年(1813) 以前

・松原庵正月開 兀雨評 *如舟 書拔、三題
・春興三題句合 巴水催 松桂庵・松露庵・松原庵三評

*奈良如舟・露彦、上クヤ乙人、睦月15日井見 三題
・六月分発句合 書郊評 *奈良如舟・露彦、上久屋乙人、三題

・六月分表八章合 社中催 書郊評
*奈良其雲・露彦、上久ヤ乙人、文月8日開卷

・八月分発句合 社中催 書郊評 *奈良如舟・露彦、菊月11日井見 四題
・九月分句合 社中催 書郊評 *ナラ露彦・如舟、神無月9日井見 四題

・表八章合 社中催 書郊評 *如舟・露彦、10月21日井見
・四題句合帳 評者不明 *ぬまた如舟・乙人、四題

・山王奉納びらき(書拔) 評者不明 *乙人・露ひこ
文化11年(1814) 初しぐれ 甫天喜編 *其雲・乙人・克如舟・露彦

文化14年(1817) 丑ノ初春五人以上 評者不明 *其雲
一 下 略 一

〔付記〕 執筆に当たりお世話になった左部別家の正一郎・雅恵・茂各氏と、『沼田市史』近世部会専門委員中村厚子氏、沼田市教育委員会社会教育課文化財保護係など、関係諸機関の各位に深甚の謝意を表します。

(かとうさだひこ 本学名誉教授)